

## 第5回ガイド認定・登録制度作業部会 議事要旨

日時：2004.12.22（水）19:30～21:30

場所：屋久町総合センター会議室

### 全体

ガイド認定・登録制度制度化に向けて、これまで出された意見の検討を重ねると同時に、ガイド総覧（仮称）についても意見が出された。

### 要旨

#### 1. 第4回作業部会議事要旨の内容確認について

- ・ p 1 日高順一さんからのガイド部会全体会での意見報告の記録漏れはこれで構わないと  
いうことを確認。
- ・ p 2 ( 2 ) 「タクシーの運転手等も案内する」とあるがタクシー運転手が下車して案内を  
行うのは法律違反ではないか。法的な確認を願う。

#### 2. 制度の体系について

##### (1) ガイドの捉え方について

「より深い自然地を案内するガイド」 / 「里地周辺をおもに案内するガイド」

##### より深い自然地の範疇

- ・ 「より深い自然地」の枠にヤクスギランドと白谷は含めたほうがよい。下山遅れなどの問題が最近よく起きているし、整備された歩道以外や太忠岳登山道もあるから。
- ・ 短い30分コースは里地周辺枠を想定しているが、長いコースはより深い自然地枠に入ると考える。今後検討するものとする。
- ・ 30分コースという時間での分け方は不適切。  
「より深い自然地」と「里地」というわけ方
- ・ 「深い自然地」と「里地」と分けたことで事務局と部会メンバー各々で意見が本当に一致しているのか？私は違和感を感じる。深い自然地も里も案内しているのでこの分け方に意味がない。
- ・ 「有料ガイド」は、里地＋深い自然地もという意味になっているが、私の認識では、有料ガイドにはタクシーの運転手は入ってない。少しずれがある。
- ・ フィールドで分けないほうがよい。フィールドで縛られるのは違う。
- ・ 里地の語り部は別にするという捉え方だ。
- ・ エコツーリズムについて、一般に山を案内するのがガイドというイメージがあるが、地域の人にエコツアーの理念を普及し、全体の地域保全なども含むのがエコツアーで、その認識をもってもらうために、地域文化や生活を紹介するのもふくめて、今後収益を得たり、継続性を持ち、地域活性に繋がったりするよう、地域の人たちもかわりをもって欲しいということで里地の案内者も登録対象に含めた。

- ・タクシー運転手はその料金の範囲でサービス案内しているのか、+ 料金で案内するのかが問題。我々が里を案内して料金をいただくことも結構ある。各ケースでガイドする人の認識によるのではないか？
- ・フィールドで分けるのではなくて、意識のもち方、主に目的とする業務は何かが分類の基準になる。自然の案内 = ガイディングを主とする枠と、運転手は運送が主、民宿は宿泊業が主でサービスとして案内する枠。語り部は生業ではなく、副業として語る。分け方として、生業としてやっているか否か、ということが基準点になるのではないか？ガイドすることが主目的であるのは有料ガイド。
- ・里も山も生態系を説明していて、安全面が違うだけなので一緒にしたほうがよい。
- ・里地案内者は登録まで、深い自然地は里地も含んでランクが上にあるという考え方。

#### 呼び名表現の問題

「より深い自然地も案内するガイド(有料ガイド)」と「主に里地周辺を案内する案内人」

- ・言葉の整理が必要。今の表現では違う印象を受ける。呼び方がなじまない。
- ・登録するガイドがプロガイドという意識であるのか、サービスやボランティアであるという意識かが分け方の決め手。問題は呼び方で、場所でわかる「より深い自然地」「里地」という言い方が誤解を招く。今後の議論のために言葉の整理が必要。我々はプロとして里地も案内しており、その辺が引っかかる。
- ・専業 / 兼業ガイドは、第 2 回の時の議論から、有料という言葉でくくった。
- ・登録対象者はどうするか、基準で 6 年の経験を持っていても一人前プロガイドではないという話もあったので、有料ガイドとした。
- ・プロとして案内する「ガイド」と屋久島のエコツアーの裾野を担う「里地案内者」との分け方イメージは皆さん了解だが、呼び方に誤解を生じることが問題。
- ・「プロガイド・職業ガイド」と「語り部さん、ボランティアガイド」とに分けた方がいい。
- ・「サービスガイド」(タクシー運転手などがサービスで案内)と「職業ガイド」は分けるべき。
- ・屋久島ではこの 20 年来一般的に「ガイド」という言葉は有料で案内する人を指す。「ガイド」という定着した呼び名を、屋久島スタンダードのある意味商標登録としてそのまま使ったほうがなじみやすい。「ガイド」にサービスなど他の言葉をつけると混乱を招くので避けるべき。それに対し、里地の「案内人」という表現は有効だ。
- ・山岳ガイド、里のガイドなどという区分は利用者にはない。
- ・考え方は、一致しているが、呼び名が論点となっている。プロガイド / 案内人という分け方か？
- ・全国に向けて、屋久島の外の人に認識されるような内容でなくてはならない。

方針：事務局でも誤解を生じない、よい表現を検討する。

## (2) 制度の体系イメージとあり方について

～別紙資料2の加筆の説明～ 図「ガイド登録・認定制度の基本的な考え方」の下段枠  
「ガイド業者による自然自然の保全活動への参画」は「ガイド等による・・・」に訂正。

#### 登録の考え方その1（個人的要件と法的要件）

- ・登録の形と総覧掲載に関して、法人に属する個人は法人として登録し、個人は個人として登録し、総覧に掲載。登録基準項目は個人的要件と社会的要件にわける。いろいろな団体として活動している個人ガイドは社会的要件は各法人にリンクし、法人として社会的要件を満たす形。「個人」で社会的要件から個人的要件まで全て登録の要件の基準とすると難しいので、「法人」としてくるとという提案で、法人の登録審査を求めているのではない。「社会的に必要なこと」と「個々の資質に関するもの」と分けて考えて欲しい。前回の資料ではばらばらにまざっていた。～別紙松本作成資料『登録の考え方』参照～
- ・登録は個人を対象に考えている。3月までに立ち上げる為には法人の登録検索の準備をする時間がない。
- ・重複していくつかの法人に属している人は、それぞれに掲載される形でよい。
- ・重複していくつかの法人に属している人がたくさん掲載されるのは、情報の均一化の関係からよくない。屋久島全体として情報を流すことに意味がある。
- ・登録事務に実際入るときに検討したほうがいいのではないか。

#### 登録の考え方その2（法人に属する個人の登録基準）

- ・会社法人に属する見習を一人前とみなす基準はどこにおくのか。組織の長が一人前とみなしていなくても登録掲載されてしまうのか。
- ・一定の基準を満たす（住民登録・講習受講等）者は登録するが、それに著しく満たないものは登録することを目的としない。
- ・総覧が利用者に向けてのものなら見習いは掲載されるべきでないが、屋久島のガイドを網羅する目的なら掲載することになるだろう。
- ・この内容については、別途検討する必要がある。

#### 作業部会の進行計画

- ・作業部会スケジュール3月最終回にどうしてもあわせないといけないのか？議事が押していて、締め切りに無理やり間に合わせるのではしこりが残る。次2回の部分にもっと時間を割きたいし、夜という時間的にも空間的にも辛い。予定の見直しが必要。
- ・今年来年がモデル期間。登録を今年度中に取りまとめて4月から試行、平行して認定について作業部会について進めていきたい。当初の予定より遅れているが、部会の回数を増やすか、先送りするか。いずれにせよ3月には目処をつけ、エコツーリズム協議会にあげたい。
- ・それについては、事務局内で検討しなくてはならない。
- ・3月までに間に合うか？様々な人たちの意見を取り入れ、様々な場を持つ必要がある。

#### 制度の強制力について

- ・ 仲間ガイドの中で強制力を求める声が非常に多い。条例化に向けていくことはできないか。
- ・ 屋久島では登録してなかったらガイドできない、という感じにすべきだ。
- ・ 条例化等は考えていない。社会的ルールとしての制度。
- ・ 協議会はメンバーの顔ぶれと社会的地位による重みがある。ガイドの貢献も評価し、認定を受けたガイドということで社会的に認知され効力が発生する。
- ・ 強制力がないこの現状は、観光協会の制度と何にも変わらない。
- ・ 観光協会会員基準は救急法と保険を完備していないが、こちらはクリアしている。
- ・ きちんとした制度と機関が運営すれば、次第に実質的な力を持ってくるものだ。
- ・ 発足当時にどれだけの人が登録を希望するかが重要で、その為には強制力が必要。このままでは観光協会と同じかと、様子見をして入ろうとしない人が出てくると思う。
- ・ 例えば犬を連れて山に入る実例で、法的規制はないが遭難対策協議会と観光協会が全員の一致の見解で指導したが現状効果はなかった。やはりある程度の強制力が必要だ。
- ・ 屋久島ガイド全体に周知されるかという問題。事務局として観光協会外のガイドは何人と把握しているか？聞き取り調査で具体的な名前前の把握に努めて欲しい。この部会メンバー所属ガイドと見習いガイドの関係を見ても相当数のガイドがガイド部会に入っていないことがわかる。しかし、彼らはエコツアー作業部会の動きに接点がある。
- ・ 他地域での条例等に関する事例 小笠原は条例でガイドつきでないと上陸できないと東京都の条例により定められているが、上からの押付に反発はあるようだ。しかしホエールウォッチング自主ルールには誇りを持っているようだ。 沖縄振興法で沖縄でエコツーリズムと名乗るには地元と利用協定を結ばなければならないが、協定を結んだのは西表だけで大変だったらしい。エコツーリズムの名を使えることと沖縄県の総覧に載せられるメリットがあるが、強制力があるが罰則はあるわけではない。
- ・ 国内各地の事例がある。屋久島の場合には何が良いかを検討したい。
- ・ 登録は営業許可証、認定は実力を評価するものというイメージで捉えている。他地域の条例のように利用規制を求めているのではない。屋久島でガイドをするには登録基準を満たすことを条例で定められないか。なにか問題があったときに、拠り所となる法律的なものや強制的な何かが必要。
- ・ 条例がだめなら、要綱はできないか。強制力なくとも皆が入るようにする為に。
- ・ ルールを遵守するという制約をすとか、上から決めつけられるのではなく、皆さんでローカル自主的ルールをつくり、常識となり、みんなで守ろうという運びに。差別化のようなものでそれが認知されていくようにあってほしい。罰則を作ると職業選択の自由にも触れる。先のガイドセミナー参加者に聞いたところほぼ100%がルールは必要という答えだった。
- ・ 条例ではなく、規則や要綱という括り方もある。通常の制度の規則は、条例があって要

綱で詳細について分けていく。要綱だけを作ることは難しい。

- ・ 推進協議会として条例にするかどうか。130人ガイド皆の了解が必要。
  - ・ 既に屋久島憲章という立派なものがあり、これを守るということを大前提に進めるべき。
  - ・ スタートは社会的ルールとして始まることで構わないが、将来的には強制力をもつ条例化などを求めたい。
  - ・ 条例化のメリットデメリット、強制力はどうなるかなど資料を作らないと結論が出せないのではないか。
- 
- ・ 次回第6回作業部会は、1/12に検討時間は1時間で新年会も実施。
  - ・ 年末年始を挟むため、事前の資料配付が間に合わないときは、当日配布とする。

以上